

## 令和7年度 水道水の放射性物質検査結果について

胎内市では、福島県内の原子力発電施設の事故に伴い、一級河川荒川の表流水と胎内川の伏流水(地下水)を水源とする並瀬浄水場等の水道水について、定期的に放射性物質の検査を行っております。

\* 食品衛生法に基づく現行基準値(飲料水)

放射性セシウム 10ベクレル/kg

検査機関 : (一財)下越総合健康開発センター

### 【測定単位について】

ベクレル(Bq)は、放射線の強さを表す単位です。

1秒間当たりに放射性物質の原子核が変化する回数(回/秒)を表しており、放射性物質に関する単位の一つです。この変化を壊変といい、放射性物質が壊変する際には放射線を出すことから、放射線を出す能力(放射能)の強さを表す単位としても使われています。

### ■令和7年6月の検査結果

検査年月日	放射性ヨウ素	放射性セシウム	備考
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	並瀬浄水場(原水)
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	並瀬浄水場(浄水)
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	鼓岡浄水場(浄水)
令和7年6月3日	検出されず	検出されず	荒井浜簡水(浄水)
			富岡水源地(浄水)(休止中)